

2021年度

定時株主総会 招集ご通知

- ・株主の皆様におかれましては、健康と安全面を最優先にお考えいただき、本総会への出席見合わせをご検討ください。
- ・本総会につきましては、例年よりも規模を縮小した上での開催とさせていただきます。座席数を超えるご来場がある場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
- ・開催時間の短縮のため、事業報告の詳細な説明の省略など、議事進行を簡潔に進めることを予定しております。
- ・本総会に際しまして、当社ウェブサイトにて事前のご質問受付並びに当日のライブ動画配信及び事後の動画配信を予定しております。

開催日時

2022年3月30日（水曜日）
午前10時（午前9時開場）

開催場所

東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）

目次

2021年度定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	8
事業報告	24
連結計算書類	49
計算書類	51
監査報告書	53
定時株主総会会場ご案内図	

本総会当日のお土産はお配りしておりません。
ご理解賜りますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する対応について>

2021年度定時株主総会における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対応につきまして、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

- ① 株主の皆様へのお願い
 - (1) 本総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日当日の情勢やご自身の体調をお確かめの上、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。
 - (2) マスク未着用の場合は、ご入場をお断りさせていただくことがございます。また、アルコール消毒にもご協力をお願い申し上げます。
 - (3) ご来場の際は、検温をさせていただき、37.5度以上の発熱が確認された株主様、体調不良と見受けられる株主様のご入場をお断りする場合がございます。
 - (4) 開催時間の短縮のため、事業報告の詳細な説明の省略など、例年よりも議事進行を簡潔に進めることを予定しております。株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ② 本総会における当社の対応について
 - (1) 株主総会会場は、ご来場の株主様の安全を図る観点からご用意できる席数を大幅に減らさせていただきます。そのため、席数を超えるご来場がある場合、ご入場をお断りする場合がございますので、予めご了承ください。
 - (2) 役員及び運営スタッフは、健康状態を確認した上で当日出席し、マスクを着用して対応させていただきます。

事前質問の受付について

2021年度定時株主総会に関する報告事項及び決議事項につきまして、株主様から事前のご質問を当社ウェブサイトで3月21日までお受けいたします。多くお寄せいただいたご質問を中心に3月25日頃に当社ウェブサイトにて回答させていただく予定です。なお、回答には至りませんでしたご質問につきましては、今後の参考とさせていただきます。

受付期間：2022年3月9日（水曜日）～2022年3月21日（月曜日）

事前質問ご投稿は下記URLよりアクセスをお願いいたします。

株主総会当日のライブ配信について

パソコン・スマートフォンより下記URLにアクセスし、ID・パスワードをご入力の上、ご視聴ください。

ライブ配信開始日時：2022年3月30日（水曜日）午前10時

事前質問受付及びライブ配信視聴ログインURL：

<https://area31.smp.ne.jp/area/p/nhpe4pcsgl1lesjka0/6BYv22/login.html>

（ログインID：株主番号 パスワード：株主様ご登録住所の郵便番号）

- ・ご出席の株主様の容姿を映像に映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。
- ・ご視聴環境によりライブ配信の映像をご視聴できない場合がございます。
- ・ライブ配信は視聴専用のため、ご質問及び議決権の行使を承ることはできません。



今後の状況次第で運営を変更する必要がある場合などは、当社ウェブサイト (<https://www.tokaicarbon.co.jp/>) にてお知らせいたします。

株 主 各 位

東京都港区北青山一丁目2番3号
東海カーボン株式会社
代表取締役社長 長 坂 一

2021年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2021年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、株主の皆様におかれましては極力株主総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討の上、インターネット又は書面（議決権行使書）にて、2022年3月29日（火曜日）午後5時35分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. **日 時** 2022年3月30日（水曜日）午前10時
2. **場 所** 東京都港区北青山一丁目2番3号
当社本店（青山ビル10階）
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 株主総会の目的事項

報告事項

1. 2021年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 2021年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

-
- ① 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ② 次の事項につきましては、法令並びに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.tokaicarbon.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - (1) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
 - (2) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表なお、本提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類又は計算書類の一部であります。
 - ③ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類（8ページ～23ページ）をご検討の上、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

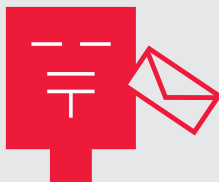
インターネットによる議決権行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>にアクセスしていただき、
2022年3月29日（火曜日）午後5時35分まで
にご行使ください。

詳しくは、5ページ以降をご覧ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2022年3月29日（火曜日）午後5時35分まで
に到着するようご返送ください。

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2022年3月29日（火）午後5時35分まで



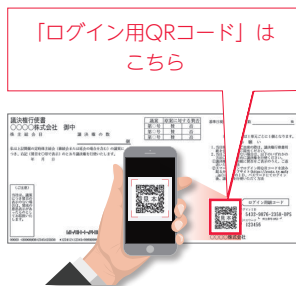
QRコードを読み取る方法（スマートフォンの場合）

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

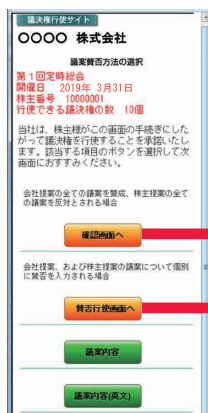
2回目以降のログインの際は右頁記載のご案内に従ってログインしてください。

1 QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

2 議決権行使方法を選ぶ



議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

3 各議案の賛否を選択

会社提案		議案	原案に対して
第1号議案	議案1		賛成
第2号議案	議案2		賛成
	番号1		賛成
	番号2		賛成
	番号3		賛成
株主提案		議案	原案に対して
第3号議案	議案3		賛成

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

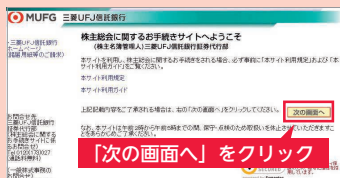
画面の案内に従って
行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

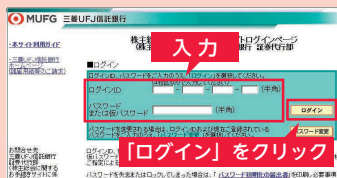
1

議決権行使ウェブサイトへアクセス



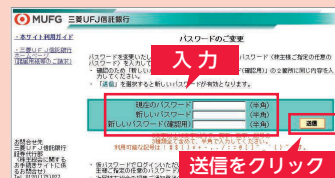
2

お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3

「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



ご注意事項

- 1 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますので、ご了承ください。
- 2 インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

議決権行使ウェブサイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

 **0120-173-027**

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

議決権行使書による議決権行使

こちらを切り取って
ご投函ください

議決権行使書 ○○○株式会社 御中 株主総会日 議決権の数		<table border="1"> <tr> <th>議案</th> <th colspan="2">原案に対する賛否</th> </tr> <tr> <td>第○号</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>第○号</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>第○号</td> <td>賛</td> <td>否</td> </tr> </table>	議案	原案に対する賛否		第○号	賛	否	第○号	賛	否	第○号	賛	否	届春日現在のご所有株式数 _____ 株 ※議決権の数は1単元ごとに1票となります。 お 願 い 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を必ず携帯持参ください。 2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお求めに議決権を行ってください。 ①議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご定印いただく方法 ②インターネット上でログイン用QRコードを読み取るか、ウェブサイト (https://evote.tjs.mufj.co.jp/) にはログインID、パスワードにてログイン後、議決権を行ってください
議案	原案に対する賛否														
第○号	賛	否													
第○号	賛	否													
第○号	賛	否													
私は上記開催の定時株主総会（継続会または総会の場合を含む）の議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行います。 年 月 日		(ご注意) 当社は、議案につき賛否の表示のない議決権行使書は、賛成の意思がなかったものとさせていただきます。													
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 ○○○株式会社		ログイン用QRコード ログインID 5432-9876-2358-DPS 仮パスワード 123456													

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【議案】

- 賛成の場合 ▶ 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 ▶ 「否」の欄に○印
- 第3号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

各議案について賛否の表示がない議決権行使書が提出された場合は、賛成の意思があったものとさせていただきます。

インターネットによる議決権行使に必要な、ログイン用QRコード、ログインIDと仮パスワードが記載されております。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分の件につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る上で、株主に対する利益還元も重要な経営課題と考えており、毎期の経営成績と経営成績見通し、投資計画、キャッシュフローの状況等を勘案しつつ、連結配当性向30%を目標として、安定的・継続的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、中間配当と同じく1株につき15円とさせていただきたいと存じます。これにより中間配当金を加えました年間配当金は1株につき30円となります。

1 配当財産の種類 金銭といたします。

2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
	当社普通株式1株につき金 15円 総額 3,197,708,025円

3 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令の定めに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
＜ 新 設 ＞	<p>附則</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>1. 現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除及び変更定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

社外 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所届出独立役員

候補者番号	氏名	現在の地位	出席回数/取締役会
1 再任	長坂 一 (ながさか はじめ)	代表取締役社長	15回/15回
2 再任	芹澤 雄二 (せりざわ ゆうじ)	取締役	15回/15回
3 再任	辻 雅史 (つじ まさふみ)	取締役	15回/15回
4 再任	山口 勝之 (やまぐち かつゆき)	取締役	15回/15回
5 再任	山本 俊二 (やまもと しゅんじ)	取締役	15回/15回
6 再任 社外 独立	神林 伸光 (かんばやし のぶみつ)	取締役	15回/15回
7 再任 社外 独立	浅田 眞弓 (あさだ まゆみ)	取締役	11回/11回
8 新任 社外 独立	宮崎 俊郎 (みやざき としろう)	※	—

(注) 1. 浅田眞弓氏の取締役会出席回数は、2021年3月に同氏が取締役に就任してからの回数を記載しております。

2. ※は新任の取締役候補者のため該当事項はありません。

【参考】スキル・マトリックス

氏名	性別	在任期間 (年)	取締役及び監査役に期待する知見・経験								
			企業経営	財務・会計	法 務 コンプライアンス	海外ビジネス	製造・技術	営 業 マーケティング	人 事 人材開発	ガバナンス リスク管理	ESG サステナビリティ
長坂 一	男性	16	●			●			●	●	●
芹澤 雄二	男性	9	●		●				●	●	●
辻 雅史	男性	5	●			●		●	●	●	
山口 勝之	男性	3					●				●
山本 俊二	男性	3				●	●				
神林 伸光	男性	6	●			●		●	●	●	
浅田 眞弓	女性	1			●					●	●
宮崎 俊郎	男性	—	●	●						●	
細谷 正直	男性	3		●	●	●				●	
掛橋 和幸	男性	6			●		●				●
小柏 薫	男性	2		●	●						
檜浦 幹和	男性	1		●	●						

候補者
番号

1

ながさか
長坂

はじめ
一

再任

■ 生年月日	1950年1月9日（満72歳）
■ 取締役在任年数	16年
■ 取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
■ 所有する当社株式数	143,951株



■ 略歴、地位及び担当

1972年4月	東海電極製造株式会社[現当社]入社	2012年3月	当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当
2006年3月	当社取締役執行役員カーボンブラック事業部副事業部長	2013年3月	当社代表取締役専務執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部担当
2008年3月	当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部副事業部長	2014年3月	当社代表取締役副社長執行役員カーボンブラック事業部、電極事業部、原料調達部担当
2010年3月	当社取締役常務執行役員カーボンブラック事業部長	2015年2月	当社代表取締役社長 社長執行役員（現任）
2011年3月	当社取締役専務執行役員カーボンブラック事業部長		

■ 取締役候補者とした理由

長坂一氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年2月から代表取締役社長を務めております。当社主力事業であるカーボンブラック事業と黒鉛電極事業を中心に豊富な経験と幅広い知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 長坂一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の概要
 当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である長坂一氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

2

せりざわ
芹澤ゆうじ
雄二

再任



- 生年月日 1959年12月27日（満62歳）
- 取締役在任年数 9年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 61,130株

■ 略歴、地位及び担当

1984年4月	当社入社	2014年3月	当社執行役員電極事業部長
2006年3月	当社執行役員ファインカーボン事業部副事業部長	2015年3月	当社取締役執行役員電極事業部長
2009年3月	当社執行役員ファインカーボン事業部長	2016年1月	当社取締役執行役員経営戦略本部長
2012年3月	当社取締役執行役員ファインカーボン事業部担当兼ファインカーボン事業部長	2017年3月	当社取締役執行役員人事部・総務部・法務部管掌（現任）
2013年3月	当社取締役執行役員田ノ浦研究所長、田ノ浦工場長		

■ 取締役候補者とした理由

芹澤雄二氏は、当社及び当社グループ会社において長年にわたり経営に携わり、2015年3月から取締役執行役員を務めております。ファインカーボン事業、黒鉛電極事業や管理部門を中心に豊富な経験と知見を有することから、引き続き取締役候補者といいたしました。

(注) 1. 芹澤雄二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である芹澤雄二氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期途中で当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

3

つじ
辻

まさふみ
雅史

再任

■ 生年月日	1963年1月10日（満59歳）
■ 取締役在任年数	5年
■ 取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
■ 所有する当社株式数	55,130株



■ 略歴、地位及び担当

1986年4月	当社入社	2020年1月	当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・販売企画部副管掌 兼 経営企画部長
2014年3月	当社理事カーボンブラック事業部長	2020年2月	当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・販売企画部副管掌 兼 経営企画部長 兼 販売企画部長
2015年3月	当社執行役員カーボンブラック事業部長	2020年4月	当社取締役執行役員経営企画部・戦略投資部・販売企画部管掌 兼 経営企画部長（現任）
2016年1月	当社執行役員電極事業部長		
2017年1月	当社執行役員ファインカーボン事業部長		
2017年3月	当社取締役執行役員ファインカーボン事業部長		

（重要な兼職の状況）

TOKAI CARBON US HOLDINGS INC.取締役社長、TOKAI CARBON GE LLC 取締役、TCCB Genper LLC 取締役、Tokai COBEX HoldCo GmbH 取締役

■ 取締役候補者とした理由

辻雅史氏は、人事部長、経営企画室長、カーボンブラック事業部長、電極事業部長、ファインカーボン事業部長等を歴任し、2017年3月から取締役執行役員を務めております。企画・管理から営業に至るまで、当社事業に係る豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

（注）1. 辻雅史氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である辻雅史氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

4

やまぐち

山口

かつゆき

勝之

再任



- 生年月日 1964年3月29日（満58歳）
- 取締役在任年数 3年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 27,159株

■ 略歴、地位及び担当

1988年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役執行役員技術本部長 兼 環境安全管理部長
2015年9月	当社技術本部技術エンジニアリング部長	2020年3月	当社取締役執行役員技術本部長
2016年12月	当社理事技術本部長	2021年3月	当社取締役執行役員開発戦略本部長 兼 知的財産部長（現任）
2018年3月	当社執行役員技術本部長		
2019年3月	当社取締役執行役員技術本部長		

■ 取締役候補者とした理由

山口勝之氏は、当社入社以来、主に研究開発部門に従事し、技術エンジニアリング部長、技術本部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。当社における豊富な業務経験と、研究開発、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 山口勝之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である山口勝之氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

5

やまもと
山本

しゅん じ
俊二

再任

- 生年月日 1962年3月8日（満60歳）
- 取締役在任年数 3年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 9,500株



■ 略歴、地位及び担当

- | | | | |
|---------|---|---------|--|
| 1985年4月 | 当社入社 | 2018年3月 | 当社執行役員、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD. 取締役社長 |
| 2013年3月 | 当社九州若松工場長 | 2019年3月 | 当社取締役執行役員、TCCB Genpar LLC取締役（現任） |
| 2015年6月 | 当社カーボンブラック事業部生産技術部長 | | |
| 2016年3月 | THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD. 取締役社長 | | |

（重要な兼職の状況）
TCCB Genpar LLC 取締役

■ 取締役候補者とした理由

山本俊二氏は、当社入社以来、主に製造部門に従事し、九州若松工場長、カーボンブラック事業部生産技術部長を歴任し、2019年3月からは取締役執行役員を務めております。また、2016年3月からは当社グループ会社のTHAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.の経営トップとして手腕を発揮し、当社における豊富な業務経験と、製造、エンジニアリング部門に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

- （注）
1. 山本俊二氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である山本俊二氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が取締役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者
番号

6

かんばやし

神林

のぶみつ

伸光

再任

社外

独立



- 生年月日 1948年5月28日（満73歳）
- 社外取締役在任年数 6年
- 取締役会への出席状況 100%（15回／15回）
- 所有する当社株式数 19,800株

■ 略歴、地位及び担当

1971年4月	川崎重工業株式会社入社	2010年10月	川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役 船舶海洋カンパニープレジデント
2002年10月	株式会社川崎造船取締役	2013年4月	川崎重工業株式会社取締役
2005年6月	同社常務取締役	2013年6月	同社特別顧問
2008年4月	川崎重工業株式会社常務執行役員、株式会社川崎造船取締役副社長	2015年6月	一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
2009年6月	川崎重工業株式会社常務取締役	2016年3月	当社社外取締役（現任）
2010年4月	株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）	2017年6月	乾汽船株式会社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
乾汽船株式会社社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

神林伸光氏は、株式会社川崎造船代表取締役社長、川崎重工業株式会社常務取締役船舶海洋カンパニープレジデント等を歴任し、2016年3月から当社社外取締役を務めております。グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する適切な助言を行っており、当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化に貢献いただけると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

- （注）
1. 神林伸光氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 神林伸光氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、神林伸光氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である神林伸光氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 神林伸光氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号 **7** あさ だ ま ゆ み
浅田 眞弓 **再任** **社外** **独立**



- 生年月日 1968年2月5日（満54歳）
- 社外取締役在任年数 1年
- 取締役会への出席状況 100%（11回／11回）
- 所有する当社株式数 2,300株

■ 略歴、地位及び担当

2002年10月	弁護士登録、平沼高明法律事務所入所	2017年6月	順天堂大学医学部附属順天堂医院医療の安全に関する外部監査委員
2013年7月	東京都医師会医事紛争処理委員会委員（現任）	2018年4月	東京家庭裁判所調停委員（現任）
2014年1月	丸ビルあおい法律事務所代表（現任）	2020年4月	学校法人二階堂学園理事（現任）
2014年3月	順天堂大学大学院医学博士号取得	2021年3月	当社社外取締役（現任）
2015年4月	目黒区情報公開・個人情報保護審議会委員（現任）	2021年7月	順天堂大学非常勤講師（現任）

（重要な兼職の状況）

丸ビルあおい法律事務所代表
東京都医師会医事紛争処理委員会委員、目黒区情報公開・個人情報保護審議会委員
東京家庭裁判所調停委員、学校法人二階堂学園理事
順天堂大学非常勤講師

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

浅田眞弓氏は、長年にわたり弁護士を務め、医学博士として医療に関する知見も持ち、これら弁護士・医学博士としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、客観的・専門的な視点から、当社経営への助言や業務執行に対する助言ができるものと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

- （注）
1. 浅田眞弓氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 浅田眞弓氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、浅田眞弓氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である浅田眞弓氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 浅田眞弓氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

候補者
番号

8

みやざき

宮崎

としろう

俊郎

新任

社外

独立



- 生年月日 1949年8月21日（満72歳）
- 所有する当社株式数 0株

■ 略歴、地位及び担当

1972年4月	三井造船株式会社[現 株式会社三井E&Sホールディングス入社]	2007年6月	三井造船株式会社取締役 財務部門、 経理部門及びIR・広報担当
2002年10月	三井造船株式会社経営企画部長	2008年3月	三井海洋開発株式会社取締役
2005年3月	三井海洋開発株式会社監査役（非常勤）	2011年3月	同社代表取締役社長
2005年6月	三井造船株式会社理事 経営企画部長 兼 資産活用プロジェクト室長	2019年3月	同社取締役会長
		2020年3月	同社特別顧問（現任）

（重要な兼職の状況）

三井海洋開発株式会社 特別顧問

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

宮崎俊郎氏は、三井海洋開発株式会社代表取締役社長、三井造船株式会社取締役等を歴任し、グローバルに事業展開する製造業の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した立場で経営への助言及び経営の監督機能を果たすことができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 宮崎俊郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 宮崎俊郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、宮崎俊郎氏が社外取締役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は取締役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、宮崎俊郎氏が社外取締役に就任された場合には、被保険者である同氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外取締役に就任された場合には、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 宮崎俊郎氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役小柏薫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

お がしわ かおる
小 柏 薫

再任 社外 独立



■ 生年月日	1967年1月7日（満55歳）
■ 社外監査役在任年数	2年
■ 取締役会への出席状況	100%（15回／15回）
■ 監査役会への出席状況	100%（11回／11回）
■ 所有する当社株式数	100株

■ 略歴及び地位

1990年10月	株式会社新日本証券調査センター経営研究所[現株式会社日本投資環境研究所]入社	2005年6月	センコン物流株式会社監査役
1992年12月	税理士登録 小柏薫税理士事務所代表（現任）	2017年6月	同社社外取締役監査等委員（現任）
		2019年5月	当社社外監査役（現任）

（重要な兼職の状況）

小柏薫税理士事務所代表

センコン物流株式会社社外取締役監査等委員

■ 社外監査役候補者とした理由

小柏薫氏は、税理士としての職務を通じて培われた税務に関する専門的な知識を有するとともに、物流業における監査役及び社外取締役監査等委員の豊富な経験を有しております。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づく見識を有しているため、社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断し、引き続き候補者といたしました。

- （注）
1. 小柏薫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 小柏薫氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 責任限定契約の内容の概要
本議案が原案どおり承認され、小柏薫氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
 4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である小柏薫氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 小柏薫氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、本議案が原案どおり承認された場合には、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本件に関しましては、監査役会の同意を得ております。
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

まつしま よしのり
松島 義則

社外 独立



- 生年月日 1968年2月7日（満54歳）
- 所有する当社株式数 0株

■ 略歴及び地位

1997年11月 監査法人トーマツ入所 2006年5月 税理士登録
2001年5月 公認会計士登録、
公認会計士松島事務所代表（現任）

■ 補欠の社外監査役候補者とした理由

松島義則氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計に関する知識に加えて、税理士としての税務に関する専門的な知識と経験を有しております。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の経験に基づく見識を有しているため、社外監査役として当社経営に対して適切な助言ができるものと判断しております。

- (注) 1. 松島義則氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 松島義則氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約の概要
本議案が原案どおり承認され、松島義則氏が社外監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、松島義則氏が社外監査役に就任された場合には、被保険者である同氏の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
5. 松島義則氏は、当社が定める「社外役員独立性基準」を満たしており、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

以上

(ご参考)

【社外役員独立性基準】

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

また、当社は社外役員の独立性に関して以下のとおり独自の基準を定めております。

- 1 当社グループ（当社及びその連結子会社）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他の使用人）（過去に当社グループにおいて業務執行者であった者を含む）
- 2 当社の現在の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を有する株主）又はその業務執行者
- 3 (1) 当社グループの主要な取引先（直近事業年度における当社との取引額が当社年間連結売上高の2%を超える者）又はその業務執行者
(2) 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者又はその業務執行者
- 4 当社グループの主要な借入先（直近の事業年度末の借入残高が当社連結総資産の2%を超える者）又はその業務執行者
- 5 コンサルタント、弁護士、公認会計士その他の専門的サービスを提供する者については、当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間10百万円を超える金銭その他の財産上の利益を得ている者で、その者が所属する会計・法律事務所その他の団体が、当社グループを主要な取引先（当該団体の年間売上高の2%以上を基準とする）としていること。
- 6 当社の会計監査人の代表社員又は社員
- 7 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を有する法人の業務執行者
- 8 当社グループから多額の寄付・助成（年間10百万円以上を基準とする）を受けている者又はその業務執行者
- 9 当社グループの役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人）又は使用人を、役員等に選任している法人の業務執行者
- 10 1.-9.に掲げる者の近親者（配偶者又は2親等以内の親族）
- 11 過去3年間において2.-9.に該当する者、もしくはその近親者

上記のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、社外役員選任時にその理由を説明・開示する。

1 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の世界経済は、国・地域毎の濃淡は見られるものの、総じて言えば、コロナ禍によるボトム水準からの回復過程にあります。先進国を中心に、ワクチンの普及によるコロナ沈静化の動きも見られる一方、感染力の強い変異株の出現やワクチン普及が進まない新興国・発展途上国との格差が、コロナ禍の収束を不透明にしております。また、半導体不足等、サプライチェーンの混乱や資源価格の高騰が、世界経済の先行きに不透明感を加えております。

このような情勢下、当社グループにおいては、2021年5月に公表したローリング中期経営計画「T-2023」の中で「主力事業の成長軌道回帰」「事業ポートフォリオの最適化」「連結ガバナンス体制強化」の3つの基本方針を掲げ、2023年の売上高3,200億円、営業利益570億円、ROS18%の達成を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比28.4%増の2,588億7千4百万円となりました。営業利益は前期比213.6%増の246億4千7百万円となりました。経常利益は前期比295.5%増の247億7千万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は前期比大幅増の161億5百万円となりました。

売上高

2,588億7千4百万円 前期比 28.4%増 

営業利益

246億4千7百万円 前期比 213.6%増 

経常利益

247億7千万円 前期比 295.5%増 

親会社株主に帰属する当期純利益

161億5百万円 前期比 1,479.0%増 

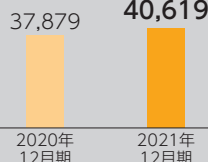
黒鉛電極事業

売上高構成比
15.7%



黒鉛電極は、スクラップ（鉄くず）を溶かして鉄へリサイクルする電気炉での製鋼において、導電体としてなくてはならない中心的な素材です。
約1,600℃の高温になってスクラップを溶かします。

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



世界の粗鋼生産は順調に回復しており、これに合わせて黒鉛電極市況反転の兆しも見られるものの、対面業界との比較では市況回復は遅れており、エネルギーや資材価格上昇も相俟って、苦戦を余儀なくされました。

この結果、当事業の売上高は前期比7.2%増の406億1千9百万円となり、営業利益は4億円の損失(前期は57億6千6百万円の営業損失)となりました。

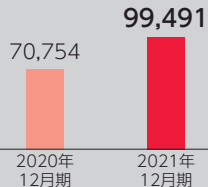
カーボンブラック事業

売上高構成比
38.4%

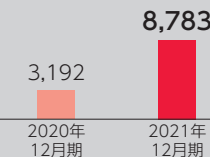


カーボンブラックは主にタイヤの補強材として使われます。
また、黒色顔料としても使われており、皆様の周りの「黒い」製品には、カーボンブラックが入っております。

売上高 (百万円)



営業利益 (百万円)



半導体等の材料、部品不足による自動車生産減により新車用タイヤ需要は減少したものの、補修用タイヤ向け需要回復に伴い、販売数量は前期比で増加しました。また、原油価格高騰に伴う売価の調整や稼働率の上昇に伴い原価率が改善しました。

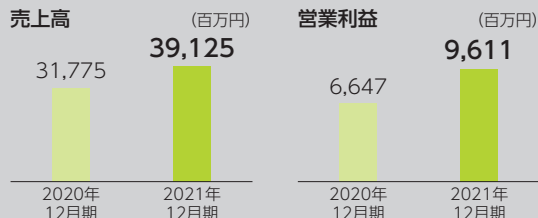
この結果、当事業の売上高は前期比40.6%増の994億9千1百万円となり、営業利益は前期比175.2%増の87億8千3百万円となりました。

ファインカーボン事業

売上高構成比
15.1%



半導体用シリコンや太陽電池の製造過程で使用される、さまざまな特殊黒鉛製品です。
一般産業用の各種金型、連続 casting ノズルなど多彩に形を変えて使用されます。

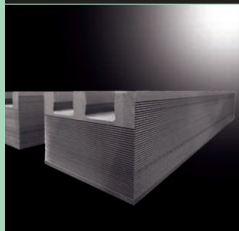


半導体、太陽光発電向け販売は引き続き堅調に推移しました。また一般産業向けも回復基調に転じ、高付加価値商品であるソリッドSiC（シリコンカーバイド）製品においても世界的に旺盛な需要を背景に好調に推移いたしました。

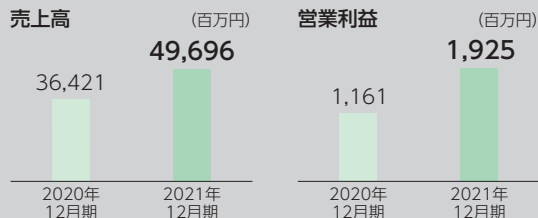
この結果、当事業の売上高は前期比23.1%増の391億2千5百万円となり、営業利益は前期比44.6%増の96億1千1百万円となりました。

精錬ライニング事業

売上高構成比
19.2%



アルミニウム精錬炉の重要部材であるカソードブロック、高炉の内張り用の耐火材として使われる高炉ブロック、金属シリコンなどの精錬用の炭素電極などを生産、販売しています。
子会社であるTokai COBEX HoldCo GmbH及びTokai COBEX Savoie SASが展開しています。

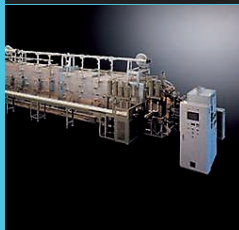
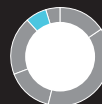


アルミ一次地金価格は年末に向けて高値圏で推移し、地域やユーザーにより濃淡はあるものの、アルミ精錬用カソードの販売も総じて好調を継続しました。高炉ブロックは前期並みの改修需要に恵まれ、また炭素電極は金属シリコンの旺盛な需要を背景に販売量が伸びました。なお、フランスの炭素黒鉛製品メーカーTokai COBEX Savoie SAS（旧商号Carbone Savoie International SAS）及びそのグループ会社を2020年8月より本セグメントに含めております。

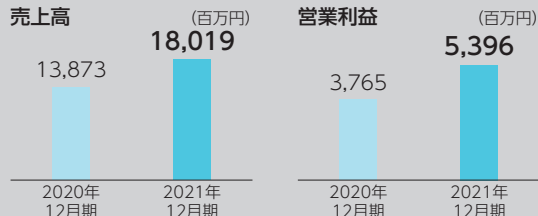
この結果、当事業の売上高は前期比36.4%増の496億9千6百万円となり、取得原価配分に伴う評価差額に係る償却費及びのれん償却費等調整後の営業利益は前年比65.8%増の19億2千5百万円となりました。

工業炉及び関連製品事業

売上高構成比
7.0%



セラミック、電子部品、金属、ガラスなどを熱処理するときに使われる工業炉と関連製品です。
グループ企業である東海高熱工業（株）が製造・販売しています。

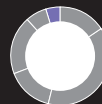


工業炉の販売は、主要な需要先であるエネルギー関連業界向けが好調であり前期比増となりました。発熱体その他製品の販売は、電子部品業界向け及びエネルギー関連業界向けが堅調に推移し、前期比増となりました。

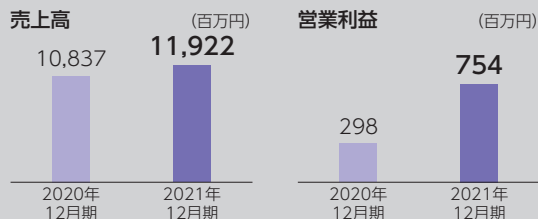
この結果、当事業の売上高は前期比29.9%増の180億1千9百万円となり、営業利益は前期比43.3%増の53億9千6百万円となりました。

その他事業

売上高構成比
4.6%



摩擦材は、二輪車・トラック・バス・鉄道などさまざまな車両のブレーキ、クラッチの部品に使用され、動力伝達をコントロールします。
負極材は、スマートフォンや電気自動車などに使われるリチウムイオン二次電池の部材として、電池メーカーに供給しております。



摩擦材 世界経済の回復とともに、建機、農機、二輪、電磁の各用途向け販売が増加しました。

この結果、摩擦材の売上高は前期比36.4%増の88億8千万円となりました。

負極材 負極材市場における新興勢の台頭等により競争が激化し前期比で販売が減少しました。

この結果、負極材の売上高は前期比30.6%減の29億7百万円となりました。

その他 不動産賃貸等その他の売上高は前期比4.2%減の1億3千5百万円となりました。

以上により、当事業の売上高は前期比10.0%増の119億2千2百万円となり、営業利益は前期比153.0%増の7億5千4百万円となりました。

事業別の売上高・営業利益

(単位：百万円)

区 分	2020年度（前連結会計年度）		2021年度（当連結会計年度）	
	売上高	営業利益	売上高	営業利益
黒鉛電極事業	37,879	△5,766	40,619	△400
カーボンブラック事業	70,754	3,192	99,491	8,783
ファインカーボン事業	31,775	6,647	39,125	9,611
精錬ライニング事業	36,421	1,161	49,696	1,925
工業炉及び関連製品事業	13,873	3,765	18,019	5,396
摩 擦 材	6,510		8,880	
負 極 材	4,186		2,907	
そ の 他	141		135	
そ の 他 事 業	10,837	298	11,922	754
調 整 額	－	△1,439	－	△1,423
合 計	201,542	7,858	258,874	24,647

② 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、借入金並びに社債及びコマーシャルペーパーの発行による資金調達を行っております。なお、当期末現在における当社グループの借入金、社債及びコマーシャルペーパーの合計額は、1,682億円であります。

当社は、主に運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額100億円のコミットメントライン契約及び総額520億円の当座貸越契約をそれぞれ締結しております。なお、上記契約のうち、当連結会計年度末における当座貸越契約に基づく借入実行残高は20億円であります。また、当社は2021年6月23日に第2回無担保社債を発行し、100億円の資金調達を行いました。

③ 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、主にカーボンブラック事業におけるTokai Carbon CB Ltd.の環境対応等により総額303億4千7百万円（前期比5.1%増）の設備投資を実施しております。

2. 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	231,302	262,028	201,542	258,874
経常利益 (百万円)	72,991	52,986	6,262	24,770
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	73,393	31,994	1,019	16,105
1株当たり当期純利益 (円)	344.32	150.10	4.78	75.55
総資産 (百万円)	329,868	462,872	459,709	512,503
純資産 (百万円)	207,833	232,975	224,815	256,570
1株当たり純資産額 (円)	877.96	993.84	944.16	1,075.19

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度 (当事業年度)
売上高 (百万円)	87,807	84,543	48,915	58,646
経常利益 (百万円)	29,652	34,687	4,758	5,926
当期純利益 (百万円)	21,487	26,511	4,349	7,126
1株当たり当期純利益 (円)	100.81	124.38	20.40	33.43
総資産 (百万円)	200,726	304,689	305,707	327,488
純資産 (百万円)	107,167	126,699	121,271	123,897
1株当たり純資産額 (円)	502.77	594.41	568.89	581.18

3. 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
TOKAI CARBON GE LLC(注)1,3	—	100.0 % (100.0)	黒鉛電極の製造販売
TOKAI ERFTCARBON GmbH	818,067 ユーロ	100.0	黒鉛電極の製造販売
Tokai Carbon CB Ltd.(注)1,3	—	100.0 (100.0)	カーボンブラックの製造販売
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD. C a n c a r b L i m i t e d	800,000 千バーツ 80,276 千カナダドル	100.0	カーボンブラックの製造販売
東海炭素(天津)有限公司	1,125,604 千人民元	100.0	カーボンブラックの製造販売
Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.(注)2	5,837,500 千ウォン	44.4	ファインカーボンの製造販売
Tokai COBEX GmbH(注)3	25,100 ユーロ	100.0 (100.0)	アルミ精錬用カソード、高炉用ブ ロック、炭素電極等の製造販売
Tokai COBEX Savoie SAS(注)3	565,134 ユーロ	100.0 (100.0)	アルミ精錬用カソード、特殊炭素 製品、カーボン/黒鉛パウダーの製 造販売
東海高熱工業株式会社	1,400 百万円	100.0	工業炉、炭化けい素発熱体の製造 販売

- (注) 1. 米国法上のLimited Liability Company及びLimited Partnershipについては、資本金の概念と正確に一致するものがないことから資本金の額は記載しておりません。
2. Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.は、当社の議決権比率が44.4%ですが、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号)第7項に基づく実質基準により連結子会社としております。
3. 議決権比率の()内の数値は、間接保有による議決権比率を内数で表記しております。

③ 重要な企業結合等の状況

中国・天津市に拠点を置くカーボンブラックの製造・販売会社である東海炭素(天津)有限公司について、2021年11月に、その全株式をCabot Corporationの子会社であるカボット(中国)投資有限公司に譲渡する持分譲渡契約を締結しております。

4. 対処すべき課題

① T-2023進捗状況

(総括)

当社グループにおいては、昨年5月に公表した中期経営計画「T-2023」(2021年～2023年)の基本方針「主力事業の成長軌道回帰」「事業ポートフォリオの最適化(選択と集中)」「連結ガバナンス体制強化」の下、事業活動を展開してまいりました。新型コロナウイルス感染再拡大による景気回復の鈍化、半導体不足による供給制約、コンテナ不足に伴う海上輸送の混乱の影響等はあるものの、当社の対面業界である自動車及びタイヤ産業、半導体産業等の需要は大きく回復し、T-2023初年度の2021年の実績につきましては、当初想定した売上高2,279億円、営業利益181億円を上回り、売上高2,588億7千4百万円、営業利益246億4千7百万円という結果となりました。

(主力事業の成長軌道回帰)

黒鉛電極事業は製品価格の値上げを実施しており、2022年以降も値上げを継続していく予定です。中長期的にも粗鋼生産の継続的成長と電炉鋼比率の上昇に伴い、電極の需要は拡大していく見通しです。カーボンブラック事業は、地域によってバラツキはあるものの、コロナ禍からの回復が早く、今後も堅調に推移する見通しです。

(事業ポートフォリオの最適化)

事業の選択と集中の一環で、中国でカーボンブラックの製造・販売を行っている子会社の、「東海炭素(天津)有限公司」の売却を決定いたしました。また、ファインカーボン事業のSiCリング等、高付加価値商品の生産能力の増強投資も着実に実施しています。また、11月には、「事業ポートフォリオマネジメント基本方針」を制定し、自社の資本コストを踏まえた収益力・資本効率性の目標設定とモニタリングに加え、長期ビジョンとの整合性や中長期的な成長等の視点も加味し、事業ポートフォリオの方向性について、年次で取締役会で審議することといたしました。

(連結ガバナンス体制強化)

改定CGCに対応し、子会社の内部統制システム、品質管理体制強化等の取り組みを行っています。また、2021年5月に社長をリーダーとするカーボンニュートラル推進プロジェクトを発足し、自社のCO₂排出量削減に加え、再生エネルギーの活用や顧客の生産性を高める製品開発等を含めた、カーボンニュートラルへの取り組みをグループ横断的に実施しています。

② 対処すべき課題

脱炭素に向けた世界的な取り組みが急激に進む中、炭素業界のパイオニアとして、100年余に亘り「カーボン」を生業とし社名にも掲げてきた当社が、未来を見据え、どのように成長機会を捉え、顧客を創造し、社会に貢献していけるかのビジョンを描き、実践していくことが大きな課題となっています。こうした中、当社は「先端素材とソリューションで、持続可能な社会の実現に貢献する」という、2030年に向けた長期ビジョンを新たに作成し、この長期ビジョンに基づきローリング中期経営計画T-2024を策定いたしました。T-2024では、引き続き、「主力事業の成長軌道回帰」、「事業ポートフォリオの最適化（選択と集中）」、「連結ガバナンス体制強化」を基本方針として掲げ、中期経営計画の目標達成及び長期ビジョンの実現を目指してまいります。

5. 主要な事業内容

事業内容	主要製品
黒鉛電極事業	電気製鋼炉用黒鉛電極
カーボンブラック事業	カーボンブラック(ゴム製品用・黒色顔料用・導電用)
ファインカーボン事業	特殊炭素製品、ソリッドSiC、SiCコート
精錬ライニング事業	アルミ精錬用カソード、高炉用ブロック、炭素電極等
工業炉及び関連製品事業	工業用電気炉、炭化けい素発熱体
その他事業	摩擦材、リチウムイオン二次電池用負極材

6. 主要な営業所及び工場

会社名	所在地
東海カーボン株式会社	本社(東京都)、支店(大阪府、愛知県)、工場(宮城県、神奈川県、愛知県、滋賀県、山口県、福岡県、熊本県)、研究所(静岡県、愛知県、山口県)
東海ファインカーボン株式会社	本社・工場(神奈川県)、工場(山梨県)、営業所(大阪府)
東海高熱工業株式会社	本社(東京都)、支店(京都府)、工場(宮城県)
東海マテリアル株式会社	本社・工場(千葉県)、支店(大阪府)
TOKAI CARBON GE LLC	本社・工場(米国)
TOKAI ERFTCARBON GmbH	本社・工場(ドイツ)
Tokai Carbon CB Ltd.	本社・工場(米国)
THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.	本社・工場(タイ)
Can carb Limited	本社・工場(カナダ)
東海炭素(天津)有限公司	本社・工場(中国)
Tokai Carbon Korea Co., Ltd.	本社・工場(韓国)
東海耀碳素(大連)有限公司	本社・工場(中国)
Tokai COBEX GmbH	本社(ドイツ)、工場(ポーランド)、販売拠点(中国)
Tokai COBEX Savoie SAS	本社・工場(フランス)

7. 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
黒鉛電極事業	584名	35名増
カーボンブラック事業	952	21増
ファインカーボン事業	893	23増
精錬ライニング事業	1,140	33増
工業炉及び関連製品事業	255	6減
その他事業	343	9増
全社(共通)	122	4減
合計	4,289	111増

(注) 1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	697名	15名減	41.9歳	15.7年
女性	63	3減	40.6	10.9
合計	760	18減	41.8	15.3

(注) 従業員数は就業人員数であります。

8. 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	17,838百万円
株式会社三井住友銀行	6,500
株式会社山梨中央銀行	4,395
株式会社山口銀行	3,625
株式会社肥後銀行	2,625

2 会社の現況

1. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 598,764,000株
- ② 発行済株式の総数 224,943,104株
- ③ 株主数 73,406名（前期末比 4,818名減）

④ 大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	44,714	20.97
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	23,958	11.24
株式会社三菱UFJ銀行	7,958	3.73
三菱UFJ信託銀行株式会社	6,290	2.95
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱ケミカル株式会社口)	5,900	2.77
株式会社日本カストディ銀行 (証券投資信託口)	3,684	1.73
東京海上日動火災保険株式会社	2,426	1.14
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,374	1.11
野村信託銀行株式会社 (投信口)	2,221	1.04
明治安田生命保険相互会社	2,032	0.95

- (注) 1. 当社は、自己株式を11,762千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

区 分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役及び海外駐在社内取締役を除く)	10,583	5

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. コーポレート・ガバナンスの状況と会社役員に関する事項

① コーポレート・ガバナンスの状況

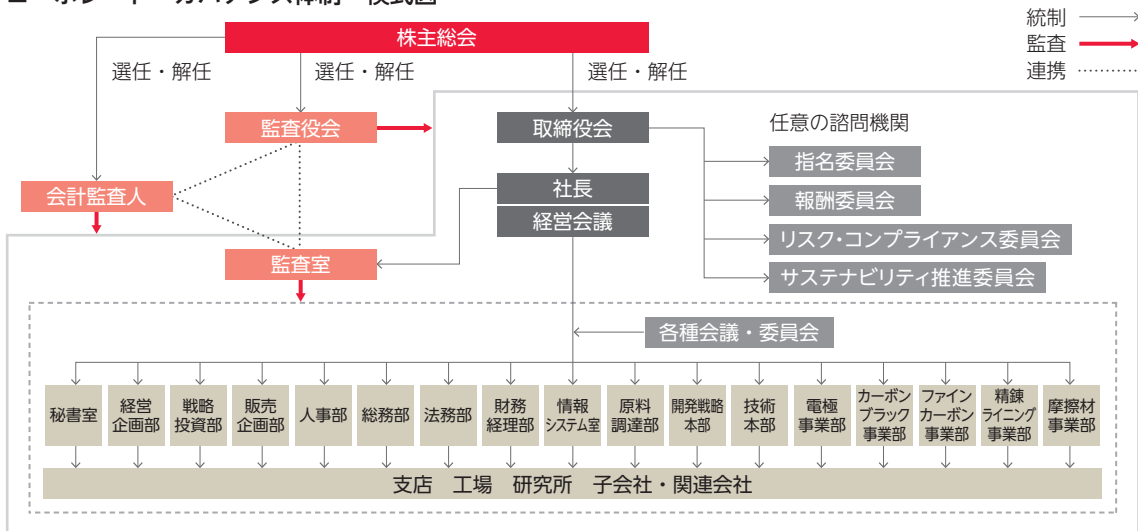
a 基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を経営の最重要課題としており、その実現のために、お客様、株主をはじめとするステークホルダー各位のご期待に応え、良好な関係を構築していくことが重要との考えの下、「信頼の絆」を基本理念といたしております。このような観点から、「行動指針」、「企業倫理綱領」の考え方も踏まえ、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。

b コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンス体制 模式図



2022年2月1日時点

【取締役会】

取締役会は、経営上の重要事項の決定と業務執行の監督を行っており、原則、月次で開催しております。取締役は9名であり、うち3名は社外取締役です。取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役が過半数を占める指名委員会・報酬委員会を設置し、取締役会傘下の任意の委員会として、リスク・コンプライアンス委員会及びサステナビリティ推進委員会を設置しております。

【監査役・監査役会】

当社は、監査役会を原則月次で開催しております。監査役は4名であり、うち2名は社外監査役です。監査役は、監査役会で決議した監査方針・計画に基づき、取締役会をはじめとする重要会議への出席や業務及び財産の状況の調査を通じて、取締役の職務遂行状況を監査しております。

【業務執行】

取締役会の下に経営会議を設置し、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営に関する重要事項を協議決定しております。経営会議傘下には、各種委員会が設置され、審議結果を経営会議に上程することにより、経営会議の協議を補完しております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された14名の執行役員が業務執行を担っております。

【内部監査・会計監査】

当社は、内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、当社及びグループ各社の業務に関する内部監査等を通じて内部統制の改善強化に努めております。指摘事項の改善状況については、監査後のフォローアップを徹底しております。また重要な監査結果は取締役会に報告しております。

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査について有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。会計監査人は、独立の第三者としての立場から計算書類及び財務諸表監査を実施し、当社は監査の結果の報告を受けて、内部統制等の検討課題等について適宜意見を交換し、指摘事項等の改善を実施しております。また、当社は会計監査人に対し情報やデータを提供し、迅速かつ正確な監査が実施できるような環境を整えております。なお、同有限責任監査法人及び当社監査に従事する同有限責任監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

c 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会設置会社として、監査役による監査と内部監査機能の強化を基本としつつ、複数の社外取締役の選任や任意の委員会の設置によって取締役会の経営監督機能を強化し、適正な経営管理体制の実現を図っております。また、当社は、業務執行を行う役員の機能・責任明確化の観点から、執行役員制度を導入しており、経営会議設置と併せ、業務執行機能の充実・強化を図っております。現行体制は、有効に機能していると考えておりますが、引き続き、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

② 会社役員に関する事項

a 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	長 坂 一	
取 締 役 取 行 役 員	芹 澤 雄 二	人事部・総務部・法務部管掌
取 締 役 取 行 役 員	辻 雅 史	経営企画部・戦略投資部・販売企画部管掌兼経営企画部長 (TOKAI CARBON US HOLDINGS INC. 取締役社長、TOKAI CARBON GE LLC 取締役、TCCB Genper LLC 取締役、TOKAI COBEX HoldCo GmbH 取締役)
取 締 役 取 行 役 員	山 口 勝 之	開発戦略本部長 兼 知的財産部長
取 締 役 取 行 役 員	山 本 俊 二	(TCCB Genpar LLC取締役)
取 締 役 取 行 役 員	増 田 浩 文	摩擦材事業部長 (東海能代精工株式会社代表取締役社長、東海炭素(蘇州)有限公司董事長)
取 締 役	神 林 伸 光	(一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長、乾汽船株式会社社外取締役)
取 締 役	棚 橋 純 一	(日本化学工業株式会社相談役、富士化学株式会社社外取締役、日本無機薬品協会相談役、一般社団法人日本粉体工業技術協会監事)
取 締 役	浅 田 眞 弓	(東京都医師会医事紛争処理委員会委員、丸ビルあおい法律事務所代表、目黒区情報公開・個人情報保護審議会委員、東京家庭裁判所調停委員、学校法人二階堂学園理事、順天堂大学非常勤講師)
常 勤 監 査 役	細 谷 正 直	
常 勤 監 査 役	掛 橋 和 幸	
監 査 役	小 柏 薫	(小柏薫税理士事務所代表、センコン物流株式会社社外取締役監査等委員)
監 査 役	檜 浦 幹 和	

- (注) 1. 取締役のうち、浅田眞弓氏は2021年3月30日開催の2020年度定時株主総会において選任され就任いたしました。
 2. 取締役のうち、神林伸光、棚橋純一及び浅田眞弓の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役のうち、小柏薫及び檜浦幹和の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 当社は、社外取締役の神林伸光、棚橋純一及び浅田眞弓の3氏並びに社外監査役の小柏薫及び檜浦幹和の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 監査役のうち、小柏薫氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

専任執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
執 行 役 員	高 橋 宏	(Tokai Carbon Korea Co., Ltd.代表理事会長)
執 行 役 員	真 先 隆 史	精錬ライニング事業部長 (Tokai COBEX HoldCo GmbH 取締役、Tokai COBEX Savoie SAS 取締役会会長)
執 行 役 員	片 岡 和 人	電極製造所長
執 行 役 員	三 浦 光 治	知多研究所長
執 行 役 員	榎 谷 謙 士	電極事業部長 (TOKAI ERFTCARBON GmbH 取締役、TOKAI CARBON GE LLC 取締役会会長)
執 行 役 員	中 島 健 志	(Tokai COBEX GmbHストラテジック・インテグレーション・オフィサー)
執 行 役 員	山 田 晃	総務部長 兼 法務部長
執 行 役 員	佐 藤 昭 彦	財務経理部・情報システム室管掌 兼 財務経理部長

b 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役の神林伸光、棚橋純一及び浅田真弓の3氏、並びに監査役の細谷正直、掛橋和幸、小柏薫及び檜浦幹和の4氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する趣旨の契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

c 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、社外取締役を含む取締役、社外監査役を含む監査役、執行役員及び退任役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことによって被る損害が、保険期間中の総支払限度額の範囲内で填補されます。保険料は全額当社が負担しております。

③ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

a 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬額決定方針は、取締役会での決議事項であり、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内で、業務執行を担う役員が高い経営目標の達成及び中長期的な企業価値の最大化に強くコミットすることを目的とし、以下の要件を満たす水準を確保した上で、当社の業績及び個人のパフォーマンスや成果に見合った金額となるようにしております。

- ・短期及び中長期の経営目標に対する役員のコミットメントを促す報酬
- ・現在又は将来の役員候補への動機づけとして機能し、競合他社比劣後しない水準の報酬
- ・役員、株主や投資家に対する説明責任が果たせる透明性や合理性の担保された報酬

当社の役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と、業績目標の達成度によって変動する「業績連動報酬」によって構成されております。業務執行を担う取締役については、各役員の責任と当社業績に及ぼす影響の大きさに鑑み、上位役員ほど固定報酬である「基本報酬」の標準額を高く、また、「業績連動報酬」についても、上位役員ほど「基本報酬」に対する「業績連動報酬」の割合が高くなっております。

業績連動報酬は、毎年の財務業績目標の達成度に応じて支給される「賞与」、3カ年の財務業績目標の達成度及び短期的に財務に表れにくい重要な取り組みに対する評価によって支給される「中長期インセンティブ」（パフォーマンス・キャッシュ）によって構成されます。財務目標指標は、中期経営計画の中でも重視している、売上高、ROS、ROICとしております。また、業務執行から独立した非業務執行取締役及び監査役には、業績連動報酬はふさわしくないため、固定報酬のみの構成としています。

財務目標指標	目標値	実績値
売上高	2,279億円	2,588億7千4百万円
ROS	7.9%	9.5%
ROIC	3.7%	4.8%

これら取締役の業績評価や報酬は、報酬委員会にて財務目標及び各種取り組みに対する達成度が審議され、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で報酬額が決定される仕組みとなっており、客観的な視点を取り入れた透明性の高い報酬制度となっております。取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が決定方針との整合性を含めて総合的に審議し、取締役会において審議・決定していること等、取締役会としても、決定方針に沿うものであると判断しております。報酬額については、2021年3月30日開催の取締役会において報酬委員会に一任すると決議しており、当事業年度における役員の報酬等の額に係る報酬委員会は、2021年3月8日及び同年3月30日に開催し、取締役の報酬制度の検討及び経営成績や取締役の職責、成果等を踏まえた個人別報酬額を決定しました。報酬委員会は、社外取締役 神林伸光（議長）、社外取締役 棚橋純一、社外取締役 浅田真弓、代表取締役社長 社長執行役員 長坂一によって構成されております。取締役会は、社外取締役が過半数を占める報酬委員会において取締役の報酬額を審議することによって、個人別報酬額が適切に決定されると判断しております。

監査役の報酬は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

また、社外取締役を除く取締役に対して、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭債権として、年額1億円以内で支給しています。譲渡制限期間は割当を受けた日より30年間とし、譲渡制限期間の満了、任期満了による退任、死亡その他正当な理由により退任となった場合、取締役会の決議により譲渡制限を解除いたします。なお、具体的な支給時期及び配分については、取締役会にて決定しております。

b 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において年額350百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2020年3月27日開催の2019年度定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額100百万円以内、株式数の上限を年100,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は6名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年3月30日開催の2005年度定時株主総会において、年額65百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

c 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
				譲渡制限付 株式報酬	
取締役	214	138	60	15	9
(うち社外取締役)	36	36	—	—	3
監査役	51	51	—	—	4
(うち社外監査役)	14	14	—	—	2

4 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	主要兼務先	兼務役職
社外取締役	神林伸光	一般財団法人日本船舶技術研究協会 乾汽船株式会社	理事長 社外取締役
社外取締役	棚橋純一	日本化学工業株式会社 富士化学株式会社 日本無機薬品協会 一般社団法人日本粉体工業技術協会	相談役 社外取締役 相談役 監事
社外取締役	浅田眞弓	東京都医師会医事紛争処理委員会 丸ビルあおい法律事務所 目黒区情報公開・個人情報保護審議会 東京家庭裁判所 学校法人二階堂学園 順天堂大学	委員 代表 委員 調停委員 理事 非常勤講師
社外監査役	小柏薫	小柏薫税理士事務所 センコン物流株式会社	代表 社外取締役監査等委員
社外監査役	檜浦幹和		

- (注) 1. 当社と一般財団法人日本船舶技術研究協会との間に、重要な取引関係はありません。
 2. 当社と乾汽船株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
 3. 当社と日本化学工業株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
 4. 当社と富士化学株式会社との間に、重要な取引関係はありません。
 5. 当社と日本無機薬品協会との間に、重要な取引関係はありません。
 6. 当社と一般社団法人日本粉体工業技術協会との間に、重要な取引関係はありません。
 7. 当社と東京都医師会との間に、重要な取引関係はありません。
 8. 当社と丸ビルあおい法律事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 9. 当社と目黒区情報公開・個人情報保護審議会との間に、重要な取引関係はありません。
 10. 当社と学校法人二階堂学園との間に、重要な取引関係はありません。
 11. 当社と順天堂大学との間に、重要な取引関係はありません。
 12. 当社と小柏薫税理士事務所との間に、重要な取引関係はありません。
 13. 当社とセンコン物流株式会社との間に、重要な取引関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	神 林 伸 光	神林氏は非常勤取締役として、15回開催の取締役会に15回出席いたしました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	棚 橋 純 一	棚橋氏は非常勤取締役として、15回開催の取締役会に15回出席いたしました。他上場会社における経営者としての豊富な経験及び見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
取 締 役	浅 田 眞 弓	浅田氏は2021年3月30日付け就任以降、非常勤取締役として、11回開催の取締役会に11回出席いたしました。弁護士、医学博士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として経営の重要事項決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たし、また経営全般について、適宜質問・提言を行いました。
監 査 役	小 柏 薫	小柏氏は非常勤監査役として、15回開催の取締役会に15回出席、11回開催の監査役会に11回出席いたしました。税理士としての職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。
監 査 役	檜 浦 幹 和	檜浦氏は非常勤監査役として、15回開催の取締役会に15回出席、11回開催の監査役会に11回出席いたしました。他上場会社での経理・財務部門における職務を通じて培われた専門知識、豊富な経験及び見識に基づき、業務の適正化の観点から監査業務全般にわたり発言を行いました。

(注) 上記の取締役会の開催回数その他、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

4. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(注) 2021年3月30日開催の2020年度定時株主総会において、新たに有限責任 あずさ監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任いたしました。

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区	分	報酬等の額
(a)当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額		80 百万円
(b)上記(a)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額		78 百万円
(c)上記(b)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額		68 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、(c)の金額はこれらの金額を合計しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、TOKAI CARBON GE LLC、TOKAI ERFTCARBON GmbH、Tokai Carbon CB Ltd.、THAI TOKAI CARBON PRODUCT CO., LTD.、Cancarb Limited、東海炭素(天津)有限公司、Tokai Carbon Korea Co.,Ltd.、Tokai COBEX GmbH及びTokai COBEX Savoie SASは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

3. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算出根拠等を精査し検討した結果、会計監査人の報酬等について合理的な水準であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である「コンフォートレター作成業務」及び「再生可能エネルギー促進賦課金減免申請業務」を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の適正な職務の遂行に支障をきたす事由が生じたと認められる場合等のほか、会計監査人の変更が相当と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

⑥ 補償契約の内容の概要 該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について基本方針を以下のとおり定めております（2021年12月31日現在）。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役会において「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」などの基本方針を定め、法令遵守を基本とする職務の執行を徹底する。
- (b) 法令・定款に従い、取締役会において、重要な業務の執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 内部監査の実施によりコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) コンプライアンス確保のための教育、監査、指導を実施する。
- (e) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (f) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 『文書取扱規則』及び『電子情報管理規則』に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録、保存し、管理を行う。
- (b) 取締役及び監査役が、取締役の職務執行に係る情報の文書等を効率的に閲覧・検索できる体制を整備する。
- (c) 情報開示は、『情報開示基本方針』に従い、重要な決定を行ったときは、その事実をすみやかに適時適切に開示する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、重大な災害、事故等の不測の事態が発生したときには、『緊急事態発生時の対応指針』に基づき、迅速で適正な危機対応を行う。
- (b) 業務運営上の損失の危険を回避するため、経理・財務管理、取引先管理、輸出管理、環境・防災管理、品質管理、情報管理及び投資管理等に関連する規程・規則を制定・整備し、適正に運用する。
- (c) その他潜在的な事業リスクを低減・回避するため、日常的なリスク管理を各担当部署が実施するとともに、原則四半期ごとに開催されるリスク・コンプライアンス委員会にてリスク及びコンプライアンスに関する重要事項について討議し、その結果を踏まえ関係室部等に助言を行うとともに取締役会他経営に対して報告・提言を行い、リスクの把握と改善に努める。
- (d) 当社グループ会社は当社の定める子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、速やかに当社及び当社監査役に報告する。

4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、執行役員制度を導入し、取締役と執行役員の役割等を明確にすることにより、機動的かつ迅速に業務等の執行を推進する。
- (b) 取締役、社員が共有する全社的な目標として3事業年度を期間とする中期経営計画を策定、具体化するため毎事業年度の予算を策定し、総合計画会議の場で目標の確認と方針を定める。
- (c) 月次、四半期、年次ごとの財務報告を作成し、その実績、分析等を四半期ごとに取締役会に報告する。
- (d) 取締役並びに業務担当執行役員等で構成する経営会議、総合計画会議等重要な会議において、重要事項につき審議する。

5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 「企業理念」、「行動指針」、「企業倫理綱領」、「倫理・コンプライアンス行動基準」を周知徹底する。
- (b) 法令遵守に関する研修や教育を推進する。
- (c) 内部監査の適正実施によるコンプライアンスに対する指摘、勧告を行う。
- (d) 組織的又は個人的な法令違反行為等の早期発見と是正及びコンプライアンス経営の強化に資することを目的とした「内部通報制度」を適正に運用する。
- (e) 「企業倫理綱領」に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体・個人との関係を遮断するとともに、斯かる勢力からの、不当、不法な要求には組織的に毅然として対応し、これには一切応じない。

6 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社及び当社グループ会社は、グループ共通の理念、行動指針に基づき経営され、事業目的の遂行と企業集団としての経営効率化の向上に資するよう『子会社管理規程』に従い、当社のグループ会社の定期的な計画、財務状況の報告と重要案件の事前報告・協議等を行い、業務の適正を確保する。
- (b) 当社は当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣することで、グループガバナンスの強化を図るとともに、リスク管理及びコンプライアンスの周知徹底を図る体制を整備する。
- (c) 当社グループ会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、グループ共通の経営目標を掲げるとともに、具体化するため毎事業年度の予算を策定する。

7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (a) 当社は、監査役から「職務を補助すべき使用人」を置くことを求められた場合、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフの新設及び既設の内部監査の機能強化を検討する。
- (b) 監査役スタッフを置く場合は、同スタッフに監査役の指示に基づいた調査に関する権限を認める。
- (c) 監査役スタッフの任免及び評価について常勤監査役の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われるための体制

- (a) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、取締役が直ちに監査役に報告する。
- (b) 当社グループ会社の取締役及び使用人は、子会社管理規程等で報告が定められている事項については、同規程等に基づき速やかに当社及び当社監査役に報告する。
- (c) 当社グループ会社の取締役及び使用人が当社監査役へ報告を行ったことを理由として不当な扱いを受けないものとする。
- (d) 監査役は、法令に従い取締役会に出席する他、経営会議等重要な会議に出席し、必要に応じて取締役や使用人からその職務の執行状況を聴取する。
- (e) 監査役は、稟議書等重要な報告書等を閲覧する。
- (f) 監査役、監査法人及び監査室との間でそれぞれ相互に意思疎通及び情報交換を図る。
- (g) 監査役の職務の執行について生じる費用については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求に応じて支出する。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、「財務報告に係る内部統制システム基本方針」、「財務報告に係る内部統制規程」に基づき整備・運用を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行い、当社並びに当社のグループ会社の財務報告の信頼性を確保する。

(内部統制システムの運用状況の概要)

① コンプライアンスに関する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。また、当社役員及び国内主要子会社トップに対し、外部講師、社内弁護士等によるコンプライアンス関連の講習会を毎年開催しております。さらに、毎年新入社員に対しても、コンプライアンス入門研修を実施し、関連法規やCSR等の企業として守るべきルールに関する教育を実施しております。

② 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み状況

当社グループの経営方針に基づいた総合計画書の策定に際しては、事前に統括する事業部からグループ会社に対し、経営方針に沿った目標・課題を説明・共有しております。年2回の総合計画会議においては、当社経営陣・監査役・幹部従業員及び主要グループ会社のトップが出席しており、計画目標、課題について討議して経営者の方針を決定、周知しております。また、当社役職員をグループ会社の取締役や監査役として派遣し、各グループ会社の取締役会への出席の機会を通じ、経営に関する指導・助言等、管理体制の強化を図っております。

③ 損失の危険の管理に対する取り組み状況

四半期ごとにリスク・コンプライアンス委員会を開催し、リスク・コンプライアンスに関する重要事項につき

討議し、関係部室等に助言を行うとともに、取締役会に報告を行いました。また、子会社管理規程に基づき、当社及び当社グループ会社に著しい損害を及ぼす可能性のある事項が当社関係部署及び当社監査役に報告される体制を構築しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み状況

監査役は、取締役会に出席する他経営会議、総合計画会議、経営戦略会議、部長会、リスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し職務の執行状況を聴取し、必要に応じ監査の視点から意見を述べており、職務執行側と監査役との意思疎通が図られております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	215,149	流動負債	130,418
現金及び預金	78,858	支払手形及び買掛金	22,294
受取手形及び売掛金	56,668	電子記録債務	3,934
商品及び製品	20,169	短期借入金	2,000
仕掛品	29,362	コマーシャル・ペーパー	50,000
原材料及び貯蔵品	22,947	一年内返済予定の長期借入金	12,710
その他	7,377	未払法人税等	5,913
貸倒引当金	△234	賞与引当金	2,777
固定資産	297,353	一年内償還予定の社債	10,000
有形固定資産	144,165	関係会社出資金売却損失引当金	1,137
建物及び構築物	29,783	その他	19,650
機械装置及び運搬具	84,239	固定負債	125,514
土地	7,724	社債	55,000
建設仮勘定	15,085	長期借入金	38,539
その他	7,332	繰延税金負債	18,499
無形固定資産	123,349	退職給付に係る負債	7,340
のれん	55,553	役員退職慰労引当金	90
顧客関連資産	57,880	執行役員等退職慰労引当金	58
その他	9,914	環境安全対策引当金	284
投資その他の資産	29,838	その他	5,701
投資有価証券	21,802	負債合計	255,932
退職給付に係る資産	3,500	(純資産の部)	
繰延税金資産	3,620	株主資本	206,269
その他	958	資本金	20,436
貸倒引当金	△43	資本剰余金	17,350
		利益剰余金	175,727
		自己株式	△7,244
		その他の包括利益累計額	22,940
		その他有価証券評価差額金	9,370
		繰延ヘッジ損益	△41
		為替換算調整勘定	11,805
		退職給付に係る調整累計額	1,805
		非支配株主持分	27,360
		純資産合計	256,570
資産合計	512,503	負債純資産合計	512,503

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		258,874
売上原価		188,142
売上総利益		70,732
販売費及び一般管理費		46,085
営業利益		24,647
営業外収益		
受取利息	288	
受取配当金	586	
持分法による投資利益	112	
為替差益	657	
その他	861	2,506
営業外費用		
支払利息	1,043	
その他	1,340	2,383
経常利益		24,770
特別利益		
固定資産売却益	216	
投資有価証券売却益	47	
関係会社清算益	6	270
特別損失		
関係会社出資金売却損失引当金繰入額	1,137	
減損損失	385	
固定資産除却損	104	
解体撤去費用	30	
関係会社清算損	24	
固定資産売却損	5	1,685
税金等調整前当期純利益		23,354
法人税、住民税及び事業税	8,744	
法人税等調整額	△5,496	
法人税等合計		3,248
当期純利益		20,106
非支配株主に帰属する当期純利益		4,000
親会社株主に帰属する当期純利益		16,105

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	72,037	流動負債	109,719
現金及び預金	27,870	電子記録債務	2,996
受取手形	115	買掛金	8,641
売掛金	21,473	短期借入金	2,000
商品及び製品	5,279	関係会社短期借入金	15,657
仕掛品	9,591	コマーシャル・ペーパー	50,000
原材料及び貯蔵品	4,448	一年内返済予定の長期借入金	12,496
その他	3,274	未払金	1,900
貸倒引当金	△14	未払法人税等	96
固定資産	255,450	賞与引当金	178
有形固定資産	29,419	一年内償還予定の社債	10,000
建物	6,290	関係会社出資金売却損失引当金	2,389
構築物	2,058	その他	3,361
機械及び装置	14,999	固定負債	93,871
車両運搬具	25	社債	55,000
工具、器具及び備品	575	長期借入金	38,174
土地	4,415	執行役員等退職慰労引当金	58
建設仮勘定	1,054	環境安全対策引当金	7
無形固定資産	947	その他	631
ソフトウェア	933	負債合計	203,591
その他	14	(純資産の部)	
投資その他の資産	225,083	株主資本	116,550
投資有価証券	17,659	資本金	20,436
関係会社株式	196,377	資本剰余金	17,520
関係会社出資金	7,855	資本準備金	17,502
前払年金費用	1,430	その他資本剰余金	17
繰延税金資産	1,491	利益剰余金	85,838
その他	306	利益準備金	2,864
貸倒引当金	△36	その他利益剰余金	82,974
		固定資産圧縮積立金	1,118
		別途積立金	34,368
		繰越利益剰余金	47,487
		自己株式	△7,244
		評価・換算差額等	7,346
		その他有価証券評価差額金	7,346
		純資産合計	123,897
資産合計	327,488	負債純資産合計	327,488

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		58,646
売上原価		48,240
売上総利益		10,405
販売費及び一般管理費		8,874
営業利益		1,531
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	4,296	
為替差益	337	
ロイヤルティ収入	680	
その他	635	5,950
営業外費用		
支払利息	946	
賃貸設備諸経費	221	
その他	388	1,555
経常利益		5,926
特別利益		
固定資産売却益	160	
投資有価証券売却益	47	207
特別損失		
関係会社出資金売却損失引当金繰入額	2,389	
減損損失	385	
固定資産除却損	47	
解体撤去費用	30	
固定資産売却損	2	2,854
税引前当期純利益		3,279
法人税、住民税及び事業税	140	
法人税等調整額	△3,987	
法人税等合計		△3,847
当期純利益		7,126

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井 指 亮 一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中 谷 剛 之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東海カーボン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月14日

東海カーボン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 井 指 亮 一

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 谷 剛 之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海カーボン株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月14日

東海カーボン株式会社 監査役会

常勤監査役 細谷正直 ㊟

常勤監査役 掛橋和幸 ㊟

監査役 小柏薫 ㊟

監査役 檜浦幹和 ㊟

(注) 監査役小柏薫及び檜浦幹和は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

<× 毛 欄>

<× 毛 欄>

〈× ㇏ 欄〉

株主優待のご案内

ご所有の株式数及び継続保有期間に応じて、当社オリジナルカタログの中からお好みの商品をお選びいただけます。毎年12月末日時点において、当社株式1単元（100株）以上を保有する株主様を対象としております。

保有株式数	継続保有期間		
	1年未満	1年以上3年未満	3年以上
100株以上500株未満	--	2,000円相当	3,000円相当
500株以上1,000株未満	--	3,000円相当	5,000円相当
1,000株以上	3,000円相当	5,000円相当	8,000円相当

- 継続保有期間とは、株主名簿に記載された日から毎年12月末日時点までの各基準日（原則6月末及び12月末）に、同一の株主番号で継続して当社普通株式を保有し続けた期間といたします。
- 貸株サービスをご利用の場合、相続、贈与、証券会社変更の場合等は株主番号が変わり、株主番号の継続性が途切れることがございますのでご注意ください。

オリジナルカタログの発送は3月下旬を予定しております（配当ご案内とは別送です）。

定時株主総会会場ご案内図

当社本店（青山ビル10階）

東京都港区北青山一丁目2番3号 ☎ (03) 3746-5100



株主総会会場への最寄駅

地下鉄 ○銀座線

○半蔵門線 「青山一丁目」駅下車 徒歩約1分（青山ビル直通、0番出口をご利用ください）

○大江戸線

※当日は、お車でのご来場はご遠慮願います。

株主総会当日のお土産はお配りしていません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。



<https://www.tokaicarbon.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



環境に配慮した FSC® 認証紙と植物油インキを使用しています。